

ベトナム進出時に決めておくこと①

石川 幸

昨今、ベトナムの市場や人材確保の関心から、現地法人設立の相談が増加しており、「何を準備すればいいの?」「資本金っていくら位?」という質問を多くいただきますので、最低限決めなければいけない事項と資本金額について 2 回に分けお話しします。

＜事業内容の決定＞

ベトナムでの現地法人設立は、ライセンス取得（許認可制）を意味します。つまり、現地で実際に行いたい事業内容を政府に申請し、認可を得て、ライセンスを取得することで、ライセンス内容に応じ、現地で法人として活動することができます。

申請時に決めなければいけない主な事項は、事業内容、取扱商品(※1)、設立場所、商流（物とお金の流れ）、総投資額、資本金額、法的代表者、会社形態(※2)、会社名などです。特に、事業内容によってライセンス取得可否が定められており、事前確認が必要です。

各事業内容に対する規制は、主に 4 種類に分類されます。以下は、それぞれの分類と一例です。

- ①外資企業禁止：国防安全、公共利益、歴史遺跡、文化、倫理道徳、風俗、健康、資源、環境などに害・損害・悪影響を与える事業。加盟する国際条約で禁止される有害物質や病原体に関連する製品の製造事業など
- ②100%外資企業に開放：商社、コンサル、建築、建設、IT、製造、飲食店など
- ③条件付で外資企業に開放：広告、出版、通信ネットワーク・インフラの構築、鉄道/空路/道路/海路での物資・顧客の輸送、不動産、教育、病院など
- ④外資企業に対しての規定なし：レンタル、清掃、他社製品メンテナンス、介護、催事関連、エステなどサービス業を中心に複数あり（ベトナムで普及していない事業はこれに該当する傾向にある）

上記①②は明確な規定ですが、③は条件の詳細が個別に異なり、多額の資本金準備や、現地パートナー探しなど、事前準備が必要な場合があります。④に分類される事業は、法令上ルールの明記がなく、申請後、申請内容ごとに当局が判断し、認可の可否を決定する仕組みです。ある程度事前調査はできるものの、最終的には「出たところ勝負」な側面があり、上記中最も障壁の高い事業です。

ベトナム進出をお考えの場合、まずは、どういった事業内容を展開したいのかを明確にし、その事業内容が外資にどういった形で開放されているのかを確認する所から準備は始まります。また、設立は②に分類される事業で進め、設立後時間をかけて、規制がある事業内容のライセンスを追加申請するなどの対応も可能です。

＜設立場所、法的代表者、会社名の決定＞

設立場所は、申請段階で決定し、賃貸契約書などを当局に提出する必要があります。外資企業の設立が認められない物件もあるため、オーナーや仲介業者から各種書類を入手し、設立を依頼するコンサルなどを通して確認が必要です。物件の契約は、まず親会社名（日本）で契約し、現地法人設立後、契約を切り替えるのが一般的ですが、設立前に親会社が立て替えた家賃やその他経費を、設立後に現地法人の損金に参入する為には、事前に現地で親会社の非居住者口座を開設するなど複雑なルールがあり、口座開設手続きには時間や費用を要することから、設立前費用の取り扱いについて、日本側の税理士とも相談しておくことが推奨されます。

現地法的代表者は、日本の法的代表者と兼務可能ですが、基本的には常駐義務がある事に加え(※3)、実務上の利便性から他の人を現地代表者とする事例が多いようです。留意点は、駐在員事務所の所長と現地法人の社長は兼務できないこと、ライセンス上に氏名が載る以上、個人所得税の取り扱いについて確認する必要があります。

会社名の決定は、既に登記された企業の名称に類似又は混同を生じさせる名称の使用は認められず、親会社名+Vietnam（又はVN）とする事例が多く見られます。しかし、すでに登記された企業名かどうかを確認できるサイトがなく、最終的には当局担当者の判断に委ねられるため、会社名は 3 案程度準備することが推奨されます。

＜総括と留意点＞

規制に関するルールは法令変更により日々変化しており、設立時期や場所によっても、取り扱いが異なるケースも多々ありますが、設立はコンサルや法律事務所のガイドに従えば、決して難しくはありません。よくある失敗談としては、進出手続きばかり力を入れ、進出後の商売の見通しが立っていなかったという例です。現地法人設立は、設立ではなく、設立後の事業が最も重要な課題です。設立の判断には、販売先や仕入先など取引先の開拓や調査の入念な実施が必要です。

次回は、そのような運営面も踏まえながら、資本金の準備についてお話ししたいと思います。

(※1) 2018年1月15日以降、商社ライセンスの内、小売業を除く事業内容（卸、輸出入）はライセンス上、取扱商品の指定は不要となりました。

(※2) 株式会社は 3 名（社）以上の出資者が必須であるため、親会社 1 社での出資の場合は、基本的には全て 1 名有限会社となります。

(※3) 実務上、代表者が 30 日を超えて、ベトナム国外に出国する場合は、社内で委任状を準備し、代表権を委任することで、非常駐でも運営することは可能です。